

報告第17号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日提出

川崎市長 福田紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	3.11.26	円 68,060	令和3年8月10日、多摩区で、本市小型浄化槽車が、駐車場に進入しようとした際、左後方から走行してきた被害者(イ)所有の原動機付自転車に接触し、運転していた被害者(ア)を負傷させ、及び当該原動機付自転車を破損させたもの
2	環境局	5.5.29	円 222,182	令和5年2月6日、中原区で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようとした際、被害者所有の駐車場の外壁に接触し、破損させたもの
3	環境局	5.6.15	円 130,350	令和5年5月2日、高津区で、本市小型ごみ収集車が、対向車を避けようとした際に、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの
4	環境局	5.7.19	円 120,450	令和4年11月21日、横浜市青葉区で、本市小型ごみ収集車が、通過しようとした際、前方で急停止した軽自動車に接触し、そのはずみで当該軽自動車が、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの
5	環境局	5.7.27	円 68,200	令和4年9月20日、幸区で、本市軽自動車が通過しようとした際、右側から走行してきた被害者所有の自転車に接触し、破損させたもの
6	まちづくり局	5.6.27	円 32,383	

7	消防局	5. 5. 29	円 179,068	令和5年2月18日、中原区で、本市救急車が、停車位置を変更しようとして前進した際、左後方から走行してきた被害者所有の普通自動車に接触し、破損させたもの
8	消防局	5. 6. 21	円 94,600	令和4年11月20日、幸区で、本市消防車が、停車位置を変更しようとして前進した際、被害者所有のマンションの外壁に接触し、破損させたもの
9	環境局	5. 7. 13	円 114,837	令和5年3月23日、幸区で、本市職員が、路肩に置かれていた、ビニール袋に入れられた被害者所有の鞆等をごみであると誤認し、当該鞆等を収集し、滅失させたもの
10	こども未来局	5. 7. 4	円 7,790	令和5年4月26日、市立保育園で、保育中、本市職員が、天井に設置された扇風機に接触し、そのはずみで外れた当該扇風機のカバーが被害者に接触し、負傷させたもの
11	建設緑政局	5. 5. 24	円 438,830	令和5年1月16日、多摩区で、被害者所有の普通自動車が、側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該普通自動車を破損させたもの
12	建設緑政局	5. 5. 25	円 18,617	令和4年12月13日、川崎区で、被害者所有の軽自動車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該軽自動車が破損したもの
13	消防局	5. 6. 8	円 131,989	令和4年12月18日、川崎区で、消火活動中の消防隊員が、消防用ホースを延長しようとした際、装着していた空気呼吸器が、駐車していた被害者所有の普通自動車に接触し、破損させたもの
14	教育委員会	5. 7. 14	円 463,840	平成27年12月27日、市立学校の教室で、清掃作業中、被害者が、飛散したワックスの剥離剤に触れ、負傷したもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議 決 年 月 日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変 更 事 項		専 決 処 分 年 月 日	変 更 理 由
				変 更 前	変 更 後		
68	2.4.23	川崎市新本庁舎超高層棟新築電気その他設備工事	川崎市川崎区貝塚1丁目1番3号 関電工・協和・京急電機 共同企業体 代表者 株式会社 関電工 取締役社長 森戸 義美 構成員 株式会社 協和エクシオ 代表取締役社長 船橋 哲也 構成員 京急電機株式会社 代表取締役 小島 好人	契約金額 4,265,418,300 円	契約金額 4,616,572,400 円	5.6.16	ワークスタイルの変革に伴う運用の変化等による設計内容の変更をしたため、契約金額の変更を行うもの。

議案 番号	議 決 年 月 日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変 更 事 項		専 決 処 分 年 月 日	変 更 理 由
				変 更 前	変 更 後		
69	2.4.23	川崎市新本庁舎超高層棟新築空気調和設備工事	川崎市川崎区小川町7番地4 新菱・川本・明和共同企業体 代表者 新菱冷熱工業株式会社 代表取締役 加賀美 猛 構成員 川本工業株式会社 代表取締役 川本 守彦 構成員 明和工業株式会社 代表取締役 下山 和則	契約金額 3,910,458,200 円	契約金額 4,193,796,200 円	5.6.16	新本庁舎収容人員増に伴う換気量の増加等による設計内容の変更をしたため、契約金額の変更を行うもの。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
70	2.4.23	川崎市新超 本庁舎棟新設 高層衛生設 築備工事	横浜市中区太田町6丁目 84番地2 大成温・須賀・京急共同 企業体 代表者 大成温調株式会社 代表取締役社長 水谷 憲一 構成員 須賀工業株式会社 代表取締役 津田 端孝 構成員 京急電機株式会社 代表取締役 小島 好人	契約金額 2,037,340,800 円	契約金額 2,176,318,100 円	5.6.16	新本庁舎収 容人員増に伴 う便器数の増 加、新型コロナ ウイルス感 染症対策に伴 うトイレ洗面 器への電気温 水器の追加等 による設計内 容の変更をし たため、契約 金額の変更を 行うもの。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
71	4.6.23	土橋保育 園改築工 事	川崎市中原区今井仲町2 番2号 株式会社 興建 代表取締役 小林 政男	契約金額 730,400,000 円	契約金額 768,405,000 円	5.7.28	公共工事設計 労務単価等の改 定（令和4年3 月）に伴う特例 措置、及び建物 本体工事の仕様 変更により施工 数量の変更が生 じたため、契約 金額の変更を行 うもの。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
90	2.6.18	中原区内 都市計画 道路荻宿 小田中線 (Ⅲ期) 道路築造 (立体交 差化)工 事	横浜市神奈川区金港町7 番地3 フジタ・織戸共同企業体 代表者 株式会社 フジタ 代表取締役 奥村 洋治 構成員 株式会社 織戸組 代表取締役社長 織戸 一郎	契約金額 2,664,594,900 円	契約金額 2,667,475,800 円	5.6.30	物価の変動 による工事請 負契約約款第 26条第6項 に基づく増額、 及びポンプ室 上屋の仕様変 更により施工 数量の変更が 生じたため、 契約金額の変 更を行うもの。

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年月日	請求の要旨
1	5. 7. 26	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料1,243,938円、延滞金及び令和5年3月26日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月18,400円の支払を求めるもの
2	5. 7. 26	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料586,993円、延滞金及び令和5年3月9日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月48,800円の支払を求めるもの
3	5. 7. 26	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料320,971円、延滞金及び令和5年2月23日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月32,800円の支払を求めるもの
4	5. 7. 26	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料129,774円、延滞金及び令和5年1月20日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月13,500円の支払を求めるもの